

# 経済産業省

平成18・01・10原院第3号

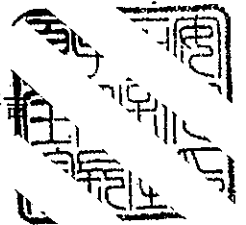
平成18年1月13日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

理事長 殿塚 猷一 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 広瀬 研吉

NISA-183d-06-3



## 核燃料物質の貯蔵について（指示）

三菱原子燃料株式会社からの報告により、同社が輸送容器としての承認の期限が切れている容器を、濃縮六フッ化ウランの貯蔵のために使用していることが明らかになったことから、類似の事案の有無について全加工事業者に問い合わせたところ、貴社から、天然六フッ化ウランを貯蔵している容器のうち、現時点で必要となる承認を有していない輸送容器5本を使用しているとの報告を受けました。

輸送容器に核燃料物質を貯蔵することは事業許可で認められていますが、原子力安全・保安院では、輸送容器としての承認を有していない場合は、安全性の確認がなされていない容器に核燃料物質を貯蔵することとなり不適切であると考えております。

当院としては、このように長期にわたって輸送容器により核燃料物質を貯蔵する場合は、貯蔵施設として位置づけることが適切と考えており、今後、当該容器についても、速やかに貯蔵施設として設計及び工事の方法の認可の申請を行うよう指示します。

また、事業所内で管理する輸送容器については、その承認の期限を確認するようにして下さい。